

令和2年4月から下記の相談支援機関等を市社協の窓口を集約し、「福祉まるごと相談窓口」を開設します。

相談支援機関等	所掌分野	新設・既設の区分	現在の窓口	事業内容	所管課
◇相談支援包括化推進員 (2人、社協ケースワーカー2人)	福祉全般	R1新設	社協内	・相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、様々な相談支援機関等と連携しながら必要な支援をコーディネートする。	社会福祉課
◇自立支援相談窓口 (3人)	生活困窮者	R2移転	社会福祉課内	・生活保護の受給に至らないものの、現に生活に困窮している人に、相談・就労支援員と一緒に課題を整理しながらプランを立て、自立に向けた解決を図る。	社会福祉課
◇基幹相談支援センター (3人)	障がい者	R2新設	—	・障がい者相談支援事業者に対して専門的な指導や助言を行う。	社会福祉課
◇相談支援事業所 (3人)	障がい者	既設	社協内	・障がい福祉サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援する。	社会福祉課
◇子育て世代包括支援センター (2人)	子育て世代	R2一部移転	健康づくり課内	・保健師等の専門スタッフが妊娠・出産、育児に関する様々な相談に対し、必要に応じて支援プランの策定や保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	健康づくり課、 こども課
◇中央地域包括支援センター (8人)	高齢者	既設	社協内	・要介護認定を受けた高齢者に対する介護予防ケアプランの作成を行う介護予防ケアマネジメントや高齢者に成年後見人制度の活動のサポート、虐待被害の対応・防止、早期発見を行う権利擁護、また包括的・継続的ケアマネジメントなどを行う。 ※須賀川・浜田地区のみ	長寿福祉課